

北上市告示乙第39号

車両制限令第3条第1項第2号イ及び第3号の規定に基づき、通行する車両の総重量の限度が最大25トンである道路及び通行する車両の高さの限度が最大4.1メートルである道路を次のとおり指定する。

令和5年4月1日

北上市長 高橋敏彦

1 指定期日

令和5年4月1日

2 通行する車両の総重量の限度が最大25トンである道路

路線名 (路線番号)	起 点 終 点
市道1023061号線 (1023061)	北上市相去町館下66番2地先 北上市相去町山田3番2地先間

3 通行する車両の高さの限度が最大4.1メートルである道路

路線名 (路線番号)	起 点 終 点
市道1023061号線 (1023061)	北上市相去町館下66番2地先 北上市相去町山田3番2地先間